

「札幌市さぼーとほっと基金」寄付の方法

2012/9/14

この度は NPOCAN への寄付をご検討下さいましてありがとうございます。NPOCAN は税額控除が受けられる、札幌市のさぼーとほっと基金に団体登録しています。さぼーとほっと基金の団体指定寄付の方法をご案内いたします。

※さぼーとほっと基金の詳細→ <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/donation/index.html>

(1) さぼーとほっと基金団体指定寄付の方法

(ア) 寄付申出書に記入して下さい。

- ① 添付の寄付申出書に必要事項(金額、年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、氏名等の公表について)をご記入下さい。「団体」「活動分野」「テーマ」を指定する欄には、NPOCAN の団体番号(357)がすでに記載されています。このままご利用下さい。
- ② 寄付申出書は、札幌市の WEB サイトでも入手できます。

札幌市 WEB サイト <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/donation/index.html>

(イ) 寄付申出書を札幌市に提出して下さい。

- ① メール添付、FAX、郵送または持参で下記宛先へお送り下さい。

【寄付申出書の提出先】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民まちづくり局 市民活動促進担当課 (札幌市役所 13F 南側)

FAX011-218-5156 E-mailshimin-support@city.sapporo.jp

(ウ) 札幌市から送付される納付書でお振込み下さい。

- ① 寄付申出書受領後に「納付書」が郵送されます。お近くの銀行、郵便局などの金融機関でお振り込みください。(振込手数料はかかりません。) ※事前にお電話の上、上記担当課に現金をご持参いただいても結構です。

(2) 税の優遇措置について

(ア) 個人の場合

- ① 所得税および住民税の税額控除が受けられます。寄付金額が、課税所得の概ね 10%以内であれば、所得税住民税をあわせて「寄付金額-2,000 円」が控除されます(実質的に 2,000 円のみ負担となります)。詳しくは、札幌市の WEB サイトをご確認下さい。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/donation/index.html#yugu>

(イ) 法人の場合

- ① 法人税法上、全額損金算入されます。

【お問い合わせ先】特定非営利活動法人 CAN 担当 佐藤

電話 011-746-2242 090-9754-3919 FAX 050-3488-1261 メール sato@npocan.jp

CAN 公式サイト <http://npocan.jp/> カタリバ北海道公式サイト <http://katariba.npocan.jp/>